

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月14日

1. 執行機関の別	3: その他
2. 都道府県名	福井県
3. 一部事務組合等	坂井地区広域連合
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.kouiki.sakai.fukui.jp/kouiki/mainanber/

執行機関名 坂井地区広域連合

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱(平成22年告示第7号)による居宅サービスの利用に係る利用者負担額の助成実施に関する事務であって要綱で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱(平成22年告示第7号)による居宅サービスの利用に係る利用者負担額の助成実施に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱(平成22年告示第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する居宅サービス等を利用する生活困窮者に対し、利用者負担額の一部を軽減することにより、居宅サービスの利用の機会拡大を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱(平成22年告示第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱 第6条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱第6条の規定による利用者負担額軽減資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号ロ	坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱 第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		